

旭町・明神町地区周辺まちづくり懇談会開催要綱

(開催目的)

第1条 東京都が整備を進めている東京都立多摩産業交流センターの整備効果を一層高め、多摩地域のイノベーション創出に寄与するヒト・モノ・コトの集積・交流を創出・促進するための立地特性・地域資源を活かした都市機能導入等のまちづくりに関する検討・調査について、多様な観点からの意見聴取や意見交換を行うため、「旭町・明神町地区周辺まちづくり懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催する。

(意見交換事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について、意見交換する。

- (1) イノベーション創出まちづくりに関すること。
- (2) 旭町・明神町地区周辺のまちづくりに関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者8名以内とする。

2 参加者は、次に掲げる基準により市長が選出する

- (1) 学識経験者 3名以内
- (2) 地元経済団体等代表者 3名以内
- (3) まちづくり事業者等 2名以内

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に座長及び副座長を各1名置く。

- 2 座長は、参加者の互選により、学識経験者の中から定める。
- 3 副座長は、座長が指名する、学識経験者の参加者をもって充てる。
- 4 副座長は、座長の職務を補佐し、座長に事故のあるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、座長が進行する。

- 2 懇談会の会議は、原則公開するものとする。ただし、懇談会の決定により公開しないことができる。
- 3 懇談会の会議には、必要に応じて参加者以外のものを会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、拠点整備部市街地整備課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、拠点整備部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日をもって廃止する。